

第 55 回サービス統計・企業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 5 月 21 日（木）9:56～11:59
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 廣松毅
 - （委 員） 西郷浩、中村洋一、野呂順一
 - （専 門 委 員） 野辺地勉、森まり子
 - （審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
 - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷川統括統計官ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官ほか
- 4 議 題 経済センサス - 活動調査の変更について
- 5 概 要
 - 最初に、前回部会において、調査実施者に対して再検討が求められた事項（「建設業、サービス関連産業 A、学校教育」調査票の調査事項「学校教育の種類」における「幼保連携型認定こども園」の選択肢の位置）について、調査実施者からの説明の後、審議が行われ、変更内容は適当とされた。
 - 次に、審査メモ中の「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」の「(3) 報告を求めるために用いる方法」の「ウ 調査の対象区分の見直し」及び「(4) 集計事項」の「イ その他の集計事項の見直し」について、調査実施者から説明の後、審議が行われ、変更内容については適当とされた。
 - 続いて、「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」の「(4) 集計事項」の「ア 消費税に係る集計方法の見直し」及び「(1) 報告を求める事項」の「エ その他の主な調査事項の見直し」に関連して、それぞれ「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」及び「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、事務局から説明の後、質疑応答が行われた。
なお、経済センサス-活動調査の調査計画におけるこれらガイドラインを踏まえた対応に係る審議については、両ガイドラインの統計委員会（5月 28 日（木）開催予定）での説明の後、次回部会で改めて行うこととされた。
 - 続いて、「2 統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況」（企業の内部取引額の把握）について調査実施者から説明の後、審議が行われ、今回調査で対応が困難との調査実施者の説明は妥当とされた。なお、部会長から、本件については、第Ⅱ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）においても課題とされていることから、政府統計全体の課題として取組む必要がある旨、コメントがあった。

委員及び専門委員等からの主な意見等は、以下のとおり

(1) 前回部会において、再説明が求められた事項

- ・ 特になし

(2) 調査の対象区分の見直し

- ・ 調査員の負担軽減に資することから、今回の変更は望ましいと考えている。

(3) その他の集計事項の見直し

- ・ 特になし

(4) 「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について

- ・ 今回のガイドラインは、第Ⅱ期基本計画の課題である基本価格表示による産業連関表の作成にも資するものであり、高く評価したい。
- ・ 資料4のP8の「4 補正方法」の(2)のウにおいて、「擬制する」という用語が、「現実には存在しないが、実在するかのように扱う」という意味で用いられている。しかし、「売上原価に含まれる非課税費用」は存在し、結果として比率も存在するものである。したがって、「明確には分からないデータを他のデータでみなす」といった意味であれば、「推定する」という用語が望ましいのではないか。今後の見直しに当たっての参考にしていきたい。
- ・ 海外の状況も含めて検討をしているのか。
← 詳細には分析していない。
- ・ 売上原価の説明の中で「ただし、卸売業、小売業については、非課税の費用内訳は設けない。」とあるが、その理由は何か。
← 卸売業、小売業における売上原価は、専ら商品の仕入額と考えられ、ほぼ課税対象と考えられるためである。

(5) 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について

- ・ 男女別の従業者数の回答は負担が大きいと、その把握の必要性について、議論をされているようであれば、内容をお教えいただきたい。
← 男女別の従業者数についての回答が報告者にとって負担になることは理解しているが、第Ⅱ期基本計画の策定時において、政府部内から男女別の統計の充実に係る要望もあり、また、政府として女性が働きやすい社会の実現が政策目標の一つであることから、引き続き把握する必要があると考えている。
- ・ 上記(4)、(5)で説明されたガイドラインについては、他の統計調査にも関連することから、来週5月28日(木)の統計委員会においても説明していただくこととしている。経済センサス-活動調査の調査計画におけるこれらガイドラインを踏まえた対応については、統計委員会での説明の後、次回部会で改めて審議し、結論を得たいと考えている

(6) 統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況について

- ・ 「企業の内部取引額」の把握については、実査上の困難性は理解できるので、今回は妥当と考えている。しかし、企業グループ内の取引額を捉えることは重要と考えており、今後も引き続き、把握するための検討と努力を続けてほしいと考えている。
- ・ 企業傘下に事業所が各地に点在することを考えると、地域の経済活動の内容・規模を的確に捉えるという意味でも、企業の内部取引額の把握は重要である。今回調査において企業の内部取引額の把握は困難という説明は妥当だと考えるが、第Ⅱ期基本計画においては、「事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する」とされている。については、政府統計全体の課題として、第Ⅱ期基本計画の枠組の中で取組みを進める必要があると考える。

(7) その他

- ・ 前回部会の議事概要の3ページにおいて「管理会社等への委託」に係る審議の内容を記載している。「管理会社等への委託」に関する前回部会の際の結論は、「今回調査は初めて導入するため、管理会社に限定して委託し、次回調査において、その範囲の拡大することを検討する。」ではなかったかと記憶している。議事概要を見ただけでは「今回調査においては慎重に対応すること」とのみ記述されているが、今回調査は管理会社に限定するという理解でよいか。

← 議事概要にもあるとおり、今回調査においては、委託先は管理会社のみと考えており、今回の実施状況を踏まえ、次回以降について検討して参りたい。

6 その他

次回は、平成27年6月4日（木）10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。